

さいたま市自治基本条例検討委員会
第9回会議 市民部会検討の記録

日時	平成 22 年 11 月 18 日(木) 18:30～21:00	
場所	さいたま市浦和区役所 コミュニティ活動コーナー	
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計7名 内田 智／小野田 晃夫／栗原 保／小林 直太／古屋 さおり／細川 晴衣／中津原 努 （欠席者:伊藤 巖／富沢 賢治／吉川 はる奈） 〔事務局:さいたま市〕 計3名 企画調整課総合振興計画係 係長 柿沼 浩二／主査 松尾 真介／主任 高橋 格 〔地域総合計画研究所〕 計1名 大町 しのぶ 〔傍聴者〕 0名	
議題及び 公開又は 非公開の 別	1. 自治基本条例について(各テーマの検討)	〔公開〕
配付資料	次第	
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035	

1. 自治基本条例について(各テーマの検討)

1) 国や地方自治体との関係、国際関係、参加、住民投票について(第二次案)

(1)国や地方自治体との関係、国際関係(共通テーマ)

【条例案骨子】

- 国や地方自治体（海外含む）との対等で協力的な関係
 - ・ 市は、主権を持っており、国や県、他の自治体と、対等で協力的な関係を築く。
 - ・ 市は、国や国際社会における役割を認識した上で、市民の意思を尊重し、交流・協力・連携に努めるものとする。国や地方自治体（海外含む）との対等で協力的な関係
- 自然豊かな環境と、市民の健康及び平和を守る。
 - ・ 市は、自由・健康・平和な市民生活を脅かす恐れのある、国の決定に対し、市民の意思を尊重するものとする。
 - ・ 地産地消促進等で、市の農業を守り、国や県、他の自治体と協力しながら、環境保全に努める。戦争及び核兵器廃絶を訴え、世界の恒久平和に貢献する。

【考え方・解説】

- ・ 世界に誇れる自立したさいたま市をめざす。
- ・ 地方分権によって、国と対等の立場になり、市は、自己決定・自己責任が求められる。
- ・ グローバル化の時代であり、自由・健康・平和な市民生活が保障されるために、環境や食糧問題等の諸問題について、海外を含めた他の自治体との、対等で協力的な関係を築くことは、重要である。
- ・ 国際社会の一員として、世界で唯一の核被爆国である日本国民の一員として、世界の恒久平和を希求し、他国の文化や価値観を理解し、交流・協力・連携を促進していくことが重要である。

【内田・古屋委員からの発表】

- ・ 市民と国の意見が異なった場合を踏まえ、○の最初の「・」を追加した。

【意見】

「●国や地方自治体(海外含む)との対等で協力的な関係」について

- ・ 1つ目の「市は主権を持っており」の「市」が何を指すのか、よく分からない。また、今の憲法では、「主権」は対外的な意味での国家主権と、国内においては国民主権で国民が主権を持つという意味で使われているので、市が主権を持つと規定するのは難しいのではないか。
- ・ 「市は主権を持っており」は削除することとする。
- ・ 「対等で、協力的な」という表現はあっても良い。
- ・ 「国や国際社会における役割を認識し、交流・協力・連携に努めるものとする」としてみてはどうか。
- ・ 「国や県、他の自治体と…」の部分は、国や県と対等な関係であることを宣言する意味はあるかもしれないが、他自治体とはそもそも上下関係にあるわけではないので、あえて表現する必要があるのか。分けて書いたらどうか。
- ・ もともと対等関係にあったものを表現しても不都合はないのではないか。

「○自然豊かな環境と、市民の健康及び平和を守る」について

- ・ 考え方3つ目、4つ目を、特にさいたま市の自治基本条例として積極的に定める必要はあるのか。
- ・ これが無いと市民の生活自体が脅かされる可能性があると考え、条文として必要だと考えた。
- ・ 前回の議論でもあったが、理念等でこれを書き、条文には自治の取り組み方を記述すれば良いのではないか。
- ・ 「市民の意思を尊重」という文言があれば良いのではないか。○の項目自体は「市民の意思を尊重した市政」で良いのではないか。
- ・ 1つ目にある「国の決定に対し」は、法律の決定に逆らうという意味であれば、法律に従わなければならないので間違いだと思われる。例えば吉野川可動堰のように多くの市民が反対した場合は、市民の意思を尊重するのはあり得ると思われる。
- ・ ○と●は、市民の意思を尊重する、他の自治体と連携するという本質的な所は同じことを言っている。自然豊かな環境と市民の健康及び平和を守るという所は、あくまで目指すまちな姿として書くのは分かるが、個別のテーマとして書く必要があるのか。

まとめかた

- ・ ●の最初の「・」は「他と連携」して、●の2つ目の「・」は「市民の意思を尊重する」とする。○の1つ目の「・」の「市民の意思を尊重し」の部分●の2つ目に移し、○全体を削除する。

(2)参加(市民部会個別テーマ)

【条例案骨子】

- まちづくりに参加するための多様な機会を、主体的に利用できる
 - ・ 市民は、行政の所有する情報の共有をした上で、議員による代弁や議会の傍聴、公募委員、市長への提案制度、タウンミーティング、パブリックコメント、市民活動団体と行政の協働事業、区民会議、住民投票などによって、まちづくりに参加することができる。
- 市民が、身近で気軽に参加できる方法を検討する
 - ・ 議会を土日又は夕方の開催にする、インターネットを利用したパブリックコメントの募集、税金の一部の使い道を選択できる制度づくり、市民活動促進、身近で気軽に参加できるコミュニティ作りなど、市民の主体的参加を促す方法を検討する必要がある。

【考え方・解説】

- ・ 選挙だけでなく、議会や行政への市民参加が、重要である。
- ・ 市民の多くの人が、参加の仕組みが分からないために、市民の力が発揮されていない。まずシステムの明確化と、情報の共有が必要。
- ・ より多くの市民の声を、行政に届け、反映させ、結果の説明をすることが、市民の主体的参加の促進につながる。
- ・ まちづくりの基本原則は、市民参加である。

【内田・古屋委員からの発表】

- ・ 記録を再確認したところ1項目漏れていたため、【考え方・解説】の最後に1つ追加した。

【意見】

①【条例案骨子】

条例案骨子の表現について

- ・ ゴシックが要約で明朝が条文候補というイメージか。そうだとすれば、内容が細かいのではないか。ゴシックが条文で明朝が逐条解説に見える。

「●まちづくりに参加するための多様な機会を、主体的に利用できる」について

- ・ 市政全体の運営に参加することができる、権利と責務があるということだろう。主語はあくまでも市民。
- ・ 市には附属機関等に関する要綱があり、その中で公募委員を入れなければならないという規定がある。ただ、あくまでも要綱に過ぎないので、このテーマの論点としては、参加の権利と責務を規定することや、市が多様な機会を設定している中で、永続的なものとして制度化する必要がある参加の対象や手法をピックアップし、条例に位置付けるかどうか、ということになるのではないか。
- ・ 公募委員の対象については、「市の重要な施策を検討するための、審議会、委員会、協議会等」などの表現にしたらどうか。
- ・ 積極的に市民の参加を求めるため、「市の重要な施策を検討するための、審議会、委員会、協議会等において、積極的に市民の参画を進めなければならない」としたらどうか。市民参画の方法や市民委員の割合はともかく、市民参加を進めるという意味合いを込めて。
- ・ 市民参加が特定の市民に偏ってしまうという課題については、公募の市民ならともかく、関係団体の代表者を集めることもあるので、関係団体の代表者はどうしても複数の附属機関等の委員に重複して就任する傾向が生じてしまう。専門知識や条件が必要な場合もあるので、その場合は偏ることもあり、一概に数字で示すことにも問題があると思われる。市要綱では、原則4つまでと既に制限がある。
- ・ 「市民の各層を代表する」や「多様な層の市民の参画を求める」などと書けば、偏らないのではないか。
- ・ 公募をするといつも手を挙げる人がいるのではないか。参加を目指す市民が育っていけば、

偏らなくなってくるのではないか。

- ・ 公募委員募集の詳細は要綱等で設定したら良いのではないか。

「〇市民が、身近で気軽に参加できる方法を検討する」について

- ・ 市と議会がそのための環境を整える義務があるという意味だろう。市民が参加できるようにするための例が書かれている。
- ・ 「市民が参加しやすいように努力する」程度の表現で良いのではないか。
- ・ 「多様な機会を、多様な仕組みを提供するよう努める」という表現でも良いのではないか。
- ・ インターネットを使ったパブリックコメントは既に実施している。税金の一部の使い道を選択できる制度に類似したものとしては、ふるさと納税等がある。

条例案骨子全体について

- ・ 市は青少年や子どもがまちづくりに参加できるようにしなければならない、という規定を盛り込めないか。
- ・ 市民の定義には青少年や子どもも当然含まれてくるので、新たにその項目を加えると大変ではないか。「多様な」の中に含まれると考えられるので、この表現で良いと思う。
- ・ 青少年に対する教育が重要ではないか。中学生等が実施する清掃活動が、市民に与える影響は大きいのではないか。
- ・ 「自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）」をまとめる際に「人づくり」を議論したが、最終的には青少年を規定するのではなく、前文に理念風に入れたらどうか。
- ・ 「自治の担い手としての人づくり」に書けないか。長い目で見れば必要ではないか。
- ・ 子どもの学習としては読本で勉強している。実際に参加してもらう場合は、保護される立場であり事故が起きないように配慮する必要があり、参加は難しい状況ではないか。
- ・ 「人づくり」のテーマに入れた方が良いのではないか。

②【考え方・解説】

- ・ 【考え方・解説】の中に、何故市民参加が必要かを書くべきだ。

③論点について

- ・ 論点として、条例骨子についての疑問や反対意見、足りないと思われる点等を論点風に記述してほしい。
- ・ 公募委員について、特定の市民に偏らない仕組み、兼任が出来ない仕組み等について意見が出ていたが、ここで書くべきか。
- ・ 公募委員については原則のみを書き、選び方等の詳細は書かなくて良い。

(3)住民投票(市民部会個別テーマ)

【条例案骨子】

●住民投票制度の設置

- ・ 市は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を設置することができる。

○住民投票の結果の尊重

- ・ 市長及び議会は、住民投票の決定を、尊重するものとする。

【考え方・解説】

- ・ 市政の重要な施策については、住民の意思を直接伺う。
- ・ 投票以前の、十分な審議が必要である。
- ・ 住民投票制度は、究極の自治と考える。

【内田・古屋委員からの発表】

- ・ 骨子に「住民投票の結果の尊重」を追加した。

【意見】

①【条例案骨子】

「●住民投票制度の設置」について

- ・ 自治基本条例に住民投票の条項があっても、それを受けて選挙権者や選挙を行う項目等の詳細を住民投票条例で示さないと実際には住民投票を実施できない。
- ・ 誰に投票権があるかという点に市民の関心があるようだが、それは自治基本条例で書く必要はないだろう。しかし、これらの事柄についてイメージが出来ていないと必要性等を判断出来ないため、ある程度検討委員間で共通の意見を持つておくことが必要ではないか。
- ・ 「市民の意見聞くために住民投票を行う」といった事を書いておくと、国政選挙よりも対象が広いことが読み取れるだろう。
- ・ 住民投票での市民の範囲は自治基本条例で広く定義する「市民」とは異なるべきか。
- ・ 例えば、外国人を絶対に入れるべきではないと考える人たちに、ここでいう「市民」がどのような人を指しているのかを説明できないといけないのではないか。
- ・ 住民投票の実施を謳うと、20名の検討委員の間で共通認識を持つ必要が出てくるだろう。議会等で確実に問われるだろう。
- ・ 自治基本条例でどこまで規定するかは別として、住民投票は大きな論点になるのではないか。そのため、盛り込むのであれば投票権者や項目、請求権者、常設型か個別設置型にするかまで詰める必要がある。
- ・ 2者択一で良いのかといった議論がある。
- ・ 重い内容なので、次回までに何故必要か、実施に当たっての細かい考え方等をテーマ担当者が検討してくることとする。

②【考え方・解説】

- ・ 【考え方・解説】になぜ住民投票が必要かを述べる必要があるのではないか。「市民は市長や議員を選びそれらに付託しているが、白紙委任をしている訳ではないので、必要なものについては直接市民の意向を確認する必要がある」、といった内容でどうか。
- ・ 地方自治法の改正論議があるが、改正前の状況で書くしかないだろう。

2) 目指すまちの姿、条例の位置付け、情報共有について(第二次案)

(1) さいたま市の目指すまちの姿(共通テーマ)

【条例案骨子】

● めざすまち

市民が誇りをもち、子どもから年寄りまで、安心して生きがいをもって心豊かに暮らしているさいたま市をめざします。

○ 協働の視点から

市民が地域の課題を自ら考え、主体的に自治に参画し、自発的な活動をとおして課題解決にあたるまちをめざします。

【考え方・解説】

- ・ 「さいたま市のめざすまちの姿」については、前文にも条文にものせる方向で検討していき、どちらかにするかは最終的に判断をおこなう。
- ・ 郷土への愛着や誇りをもてるまちを目指す。
- ・ 今や、少子高齢化の時代が到来し、従来のやり方だけでは課題解決は困難であるとの時代認識が必要である。「めざすまちの姿」には直接文言は反映してないが、基本的な時代認識として必須事項と思うので記述した。
- ・ 市民活動推進委員会の提言書等により、市民活動の意識は広まりつつも、協働の意識は多くの市民に認識されているとは言えない。

* 検討委員の意見（これらは前文にのせる内容ではないか）

美しい自然の残るまち、美しいベッドタウン、安全・安心に暮らせるまち、持続可能な循環型社会、伝統的な文化や芸術の伝承、子どもがいきいきと遊べるまち、男女共同参画を推進するまち、市民活動の活発なまち、市財政の安定の市、少子高齢化に対応する市

【小野田・栗原委員からの発表】

- ・ 「子どもから年寄りまで」は分かりやすい表現だが、条文として適切な表現を検討する必要があると考えている。
- ・ 協働の視点からは、主語を最初に持ってきた。
- ・ 担当者間で意見が分かれています、考え方の3つ目は無くても良いのではないかとも思っている。時代認識として頭の片隅に置いておく必要はあると思っている。
- ・ 検討委員の意見は前文に載せるべき意見として挙げている。
- ・ 「安心して不便なく暮らせるまち」は条文にそのまま掲載するには消極的すぎるのではないかという論点がある。

【意見】

① 【条例案骨子】

骨子全体について

- ・ ●と○の2つに書き分けたのは、「●めざすまち」で表現が全て可能だと思われるが、市民自治の観点から協働という概念が大事だと思われるので、付け加えるとすると○が考えられる。第一次提案からの継続検討事項だ。
- ・ 目指す所が2つあるように感じられる懸念はあるが、まちの性格付けが2つあるという考え方で、安心して心豊かに暮らせるまちであると同時に、主体的に参画していく姿を示している。
- ・ 「生きがいを持って」と「自ら考え」の部分が重なるように思える。
- ・ ●が目的で○が手段にも見える。「自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）」でも似たような議論をしたが、どちらが究極的に目指す方向か。

- ・ 最初に目的があり、目指すまち、自治の基本理念と続く。同じことを何度も言っているように見える。後で合体してから再検討すればよいと思う。
- ・ 「年寄り」という言葉は、条文では「市民」という言葉に置き換えると良いのではないか。行政で一般的に使うのは「高齢者」となるが。
- ・ 条例や法律用語は不必要なものをそぎ落としていくが、中間報告に限っては、わかりやすくすれば使った方がよいと思う。
- ・ 「市民活動の活発なまちを目指す」としたらどうか。
- ・ 言葉を吟味して次に再提案する。また、どういう観点から書くかを考え方に記述する。

(2)条例の位置付け(共通テーマ)

【条例案骨子】

- この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、課題解決の羅針盤とします。
 - 市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定、改廃及び運用にあたっては、この条例に基づいて定めていくものとします。
- 2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。(小林・細川委員の関連あり、この項では必要がなくなるかもしれない？最終段階で判断する)

【考え方・解説】

- ・ 自治基本条例は他の条例の後に制定していこうとするもので、不具合が生じるのは承知していることを前提としての位置付けの明記となる。
- ・ 自治基本条例によって、生命を吹き込み・春の息吹のようによみがえることを期待したい。
- ・ 自治基本条例を見れば、全体像がつかめるというものであれば理想的である。例として、情報・共有でみると情報公開条例にいくように自治基本条例が入り口になっていくものに。
- ・ 最高法規・整合をかみくだいた表現が必要となるかもしれない。例えば、最高法規は、罰則があるというのではなく、憲章的な意味合いをもつもの。整合とは、この条例の趣旨にのっとって運用する。これにそって、その他の条例を見直したり、拡充をはかるという意味合いではどうか。
- ・ 羅針盤の語句の解説が必要である。例えば、具体的な方向・方位（市民自治の）を指し示すという意味合い。逐条解説で丁寧に説明する必要あり。
- ・ この条例にて、めざすまちづくりや自治のあり方を明らかにして、課題解決の羅針盤としたい。
- ・ 自治基本条例は、市の法体系の中では一つの条例に過ぎませんが、内容は、市の自治の基本を定めるものですから、自治の運営に関する他の条例等は、市における自治の羅針盤としての基本条例の内容と整合を図るべきであることを定めています。
- ・ 自治の規範性から、市民と議員や市長をはじめとする市の公務員は、自治運営を担い、または携わる者として、市における自治の最高規範としての基本条例の定めるところに従って、それぞれの役割を担い、責務を果たす意思を共に明らかにするものです。

(参考)

- ・ 関連する条例(国・県・市)を図式化して表現してはどうか。現在さいたま市の条例数は、1004(平成22年11月2日現在)ある。

【小野田・栗原委員からの発表】

- ・ 第一次案に追加したのは、赤字の部分で、後は読んでいただければわかるので、特に説明はしない。

【意見】

骨子全体について

- ・ ●で全て言い尽くしていて、○は解説に見える。
- ・ 「自治運営に関する他の条例」の文章は、市の自治運営に関する条例に限定しているのか、あるいは説明的に言っているだけなのか。限定していないのであれば、「自治運営に関する他の～」は書かなくても良いだろう。
- ・ 最高規範性の意義を規定している部分なので、○の項目そのものは必要だと思われる。
- ・ 骨子の2は「議員の責務、市長の責務」と重複するかもしれない。

最高規範の表現について

- ・ 論点として、最高規範をかみくだいて説明する必要があるので、逐条解説で説明することが必要と思う。
- ・ 最高規範という言葉を使わずに規定した方が良いのではないか。他自治体の条例では最高規範という言葉を使っているが、最近制定した自治体では使っていないところもある。
- ・ 他自治体には「自治の基本となる条例」、「自治の礎となる条例」という例がある。
- ・ 現行法上、条例間に優劣はないということが原則にあるので、「最高規範」という表現には反対意見もあるのではないか。
- ・ 「基づいて」だと、優劣関係にある表現にあたるので、第1次案の「尊重して」といった用語の方が良いのではないか。
- ・ 条例間に優劣は無いとは言いつつも、自治基本条例の趣旨と反対の考え方を持つ条例を修正することが出来るようにしておきたい。
- ・ 条文においても最高規範という言葉を使わないこととする。
- ・ 最高規範をかみ砕いて次回提案することとする。
- ・ 最高規範を担保するものとして、自治基本条例が市政に反映されているかを見守る仕組みとしての評価機関や運用のチェック等が必要ではないか。これらの検証の結果、自治基本条例の内容が足りていない場合は、改正もありうるということではないか。
- ・ 最高規範性という点から自治基本条例の改正にあたって他の条件よりも要件を重くすることは、法律との関係で限界があり学說的にも難しいと言われている。静岡市で改正に当たっては市民の意見を聞くこととしている程度だ。
- ・ 評価については委員会を設けるなど、実効性を高める工夫をすることが有効である。

議会基本条例との整合性について

- ・ 議会との意見交換会時に、議会基本条例は、自治基本条例が後追いでつくられることを想定し、自治基本条例ができた段階で改めて議会基本条例を見直そうという前提で制定したと話があった。
- ・ 総意ではないと思われるが、目指す方向が同じであれば整合は図られるという考えだと思われる。

(3)情報共有(市民部会個別テーマ)

【条例案骨子】

(情報提供)

市は必要な情報を収集し、市民生活及び市民活動団体に必要な情報について、市民及び市民活動団体に積極的に提供します。

2 情報の提供はわかりやすく、かつ、適時に行います。

(情報公開)

市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。

2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(個人情報保護)

市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。

(会議公開) 現にあるものと同じ方向となっていることの確認が必要

市長等に置かれる審議会、審査会(以下「審議会等」といいます。)の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

(情報共有の手法等の整備)

市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、上記に定めるもののほか、市民との共有にかかる手法等の整備を図ります。

【考え方・解説】

- ・ この項目は市民自治にとっては最重要項目と認識する。
- ・ 個人情報保護との関連が主論点となる。例えば、自治会加入の名簿は廃止とする自治会も出ている。しかし、こうしたものは公益性や地域活動のためには必要との考えもある。
- ・ 主として、この条文では、市と市民との関係を念頭においての情報共有となっているが、市民と市民との関係にも言及する必要があるのではないか。そうした点から「情報共有の手法等の整備」を位置づける。具体的な事例としては、サポートセンター(地域の58公民館とは違った機能をもつ)の存在や「コミュニティカフェ」などが想定できる。
- ・ 逐条解説で解説する。
- ・ 市政運営の透明性の向上と市民の信頼と参加の下にある公正かつ民主的な市政の発展に資するために情報公開制度が実施され、市民の基本的人権として知る権利の保障が図られています。本制度は、自治の推進、拡充にとって重要な制度であるため、その骨子を定めています。
- ・ 政策的に間違っていないとしても、ある日突然の政策変更は唐突であり、行政と市民の絆が壊れる。できるだけ多くの情報発信が必要と考える。
- ・ 縦割り行政で情報が取れないことが多い。
- ・ 情報要求に対して行政からの丁寧な回答がのぞまれている。

【小野田・栗原委員からの発表】

- ・ 前回の各委員からの意見を付け加えた。

【意見】

情報共有について

- ・ 今までの議論では、「共有」が大切だという意見で一致している。市民、行政、議会が情報を共有してまちづくりを進めるという認識。そのために、タイトルも情報共有となっており、条文にも「情報共有」という言葉が必要ではないか。

- ・ 骨子の構成は、まず「情報共有」、次に手法の整理、最後が個人情報ではないか。
- ・ 次までに組み換えを検討する。共有を頭に出した上で、情報共有の手法が次か、最後に来るかもしれない。会議の公開は手法と言えなくもない。

情報提供・公開について

- ・ 共有の前に情報を発信することも情報提供だ。情報公開は情報をもったらおしまいという感じがするが、次の施策につなげるためには情報発信が重要ではないか。
- ・ HPで情報発信をしているが、全ての人が見ている訳ではないので、情報発信の手法も課題となる。
- ・ 情報公開・請求というのは市民側からできるが、議会や市はもっと積極的に公開、提供していくよう努めて欲しいという市民の気持ちを表すのが良いのではないか。
- ・ 個人情報だけでなく、ある地域でまちづくりに取り組みたいという意思がある場合、このような活動に取り組んでいる、というのも行政からすると重要な情報だ。
- ・ 地域の中での情報共有や住民間の情報共有について、条例に何か盛り込められないかとも感じている。共有という説明の中に入れておくのはどうか。
- ・ 情報共有の意味合いから言うと、市民が持っている情報を市や議会と共有した方が良い。市民しか知らない情報も多くある。
- ・ 個々の市民の持っている情報を、筋の通った情報に取りまとめて行政や議会と共有できると良い。
- ・ 行政は、個々に出た情報を目に見える形にまとめる必要があるとも感じている。
- ・ ある種の場合が出来れば、市や議会も市民の持つ情報を収集することができるのではないか。
- ・ 一般の市民としては情報を得るための入口、とっかかりが分からないという話もある。例えば、転入者を対象に行政情報を知らせると良いという手法の話もあった。行政情報は既に転入者に配布しているが、民間の情報は知らせる事ができない。民間の情報を知らせる場が区にあると良いが。

個人情報保護について

- ・ 議会行政部会でも検討しているようだが、情報公開と個人情報保護については、それぞれ条例があるので、そこに尽きるのではないかという認識だと思う。

2. その他

三巡目に向けた検討について

- ・ 何か修正等があったら事務局に知らせてほしい。また、早めに連絡をもらえれば、必要な情報の提供などにも早めに対応できる。また、他のメンバーに連絡して考えてもらうことも良いのではないか。
- ・ 三巡目は部会内で概ね合意できる検討シートとなるよう作成をお願いしたい。

以上